

「千葉市デリバリー等協力店支援金」の申請受付を開始します

千葉市では、新型コロナウイルス感染拡大防止及び飲食店事業者を支えるため、デリバリーやテイクアウトを行っている市内飲食店に対し、市独自に1事業所あたり5万円の支援を行うこととし、明日1月21日（木）から「千葉市デリバリー等協力店支援金」の申請受付を開始しますので、お知らせします。

1 支援対象者（主な要件）

- (1) 市内に事業所を有する飲食事業者であること。
- (2) 中小企業者であること。
- (3) 申請受付期間内にデリバリー又はテイクアウトを実施していること。
- (4) 「千葉市新型コロナウイルス感染症対策取組宣言の店」に登録していること。
- (5) 行政からの営業自粛・時短営業等の協力要請に応じていること。

2 支援金額

1事業所（店舗）あたり5万円

3 申請受付期間

令和3年1月21日（木）～2月19日（金）※消印有効

4 申請方法

以下の住所に申請書類を郵送

〒260-0026 千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティセンター10階
千葉市観光プロモーション課

※新型コロナウイルス感染防止の観点から、原則郵送にてご申請ください。

※申請様式は市のホームページ（1月21日から公開）からダウンロードいただくか、市役所1階受付、各区役所地域振興課で入手いただけます。

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/promotion/takeout-delivery.html>